# 宮城県ものづくり企業自家消費型発電設備導入支援事業費補助金

## 公 募 要 領

宮城県では、県内ものづくり企業が原油価格高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、自ら グリーン電力を作り出せる体制を整備・強化し、更なるエネルギーコスト削減に向けた取組の支 援を目的として、**太陽光発電設備等の導入に要する経費を補助**します。

#### 1 補助対象者

1111 121 212 12		
区 分	補助事業者	補助事業
自己所有型	県内に生産施設を有する製造業者**1	自家消費に使用される発電出力50kW
第三者所有型	オンサイトPPAモデル※2・ファイナ	(公称最大出力合計)以上の太陽光発電
	ンスリースにより、県内に生産施設を	又は風力発電設備※4の導入とする。
	有する製造業者**1 の生産施設敷地内	なお, 蓄電池の導入は, 前述の発電設備
	に自家消費型発電設備を導入する※3	と併せて導入する場合のみ補助の対象
	事業者。	とする。

- ※1 この要綱における製造業者とは、日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業者とする。
- ※2 発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。
- ※3 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。
- ※4 売電を目的としたものは対象外(売電のための配線工事含む)とする。

#### 2 補助対象経費

補助対象経費	内 容	
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費	
設備費	事業に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費	
工事費	事業に直接必要な工事費	
その他経費	事業に直接必要なその他の経費	

※公租公課等の間接的な経費及び補助対象経費と他の経費との区別ができないもの(他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認ができない場合等)は対象外とする。

#### 3 補助率・補助限度額

補助率	補助上限額	補助下限額
1/2	30,000千円	5,000千円

#### 4 募集期間

### 令和4年7月8日(金)から令和4年8月19日(金)まで

(当日17時までに**書類必着**)

#### 申請書類

- (1)補助金交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第1号別添1)
- (3) 導入する設備のカタログ又は諸元表
- (4)補助事業実施予定場所(以下「予定地」という。)の位置図、外観写真
- (5) 導入設備の配置図、単線結線図
- (6)予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類
- (7)見積書(設計費,設備費,工事費,その他経費に関する見積書)
- (8)直近3か年の決算書類
- (9)暴力団排除に関する誓約書,役員名簿
- (10)関係法令遵守に関する誓約書
- (11) 県税納税証明書(発行から3か月以内で,全ての県税に未納がないこと)
- (12) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行から3か月以内)
- (13)会社案内のパンフレット等(会社の概要が分かるもの)
- (14) 設備設置承諾書 (需要家の承諾)
- (15) オンサイトPPAモデル、ファイナンスリースに関する契約書の案 (補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により、需要家に還元されることが 分かる記載があること)
- (16) その他知事が特に必要と認めるもの

#### ■注意事項

- ・ 「(1)補助金交付申請書」及び「(2)事業計画書」は、電子データでもご提出願います。
- ・ 第三者所有(オンサイトPPAまたはファイナンスリース)の場合,(8)~(13)については、申請者分(発電事業者等)と併せて、電力使用者(需要家)分も提出願います。
- ・ 第三者所有 (オンサイトPPAまたはファイナンスリース) の場合, (14) ~ (15) については、電力使用者から承諾を受けたものを提出願います。
- ・ 提出いただいた申請書類一式について、審査会により内容等を審査し、補助金の交付対象 者を決定します。
- ・ 交付申請する金額に**千円未満の端数がある場合は、切り捨てる**こととします。
- ・ 交付決定後,事業の縮小等で補助金交付額が下限の500万円を下回った場合,対象期間内の 経費であっても補助金は支払われませんので,経費の取扱には十分留意してください。
- ・ 対象となる補助事業について,国や都道府県,市町村等から補助金等の交付を受ける場合 は,本補助金へ申請することはできません。
- ・ 本補助金の申請は、製造業者1事業者あたり1件(複数の拠点に設置も可。ただし、上限額は30,000千円とする。)となります。

#### ・ 以下の事業者は、交付申請することができません。

- イ 補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受ける場合
- ロ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するもの。
- ハ 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月 1日施行)に掲げる資格制限の要件に該当するもの。
- ニ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- ホ 県税に未納がある者

#### 5 審査

ご提出いただいた申請書類について,以下の10項目の内容に関する審査を行い,補助 金の交付対象者を決定します。

並の大口が多行といたしよう。		
審査項目	審査内容	
妥当性	事業の内容が価格的・性能的に妥当か	
効果性①	製造に係る電力消費量が多く、事業効果が高いか	
効果性②	十分なエネルギーコスト削減が見込まれるか	
効果性③	事業実施により、電力使用者の"ものづくり"における脱炭素の取組がどの程度進展するか(例えば、RE100への加盟等)	
具体性	事業内容は具体的で、効果的に目的を達成できることが見込まれるか	
実現性	事業の適切な遂行が期待できるか	
継続性	事業完了後、長期間に渡り、事業の継続が見込めるか	
必要性	本事業による"脱炭素のものづくり"は、関連するサプライチェーンや業界全体の中で、どの程度、求められているか	
波及性	本事業による"脱炭素のものづくり"の達成は、関連するサプライチェーンや業界全体の中で、どの程度、好影響を与えるか	
発展性	本事業による"脱炭素のものづくり"の達成は、県内類似ものづくり企業に対して、モデル性の観点からどの程度、好影響を与えるか	

- ※審査結果等に関する問合せには応じられません。
- ※審査の結果,交付対象者を決定する際に条件等を付す場合があります。

#### 6 交付決定時期

令和4年8月下旬予定

#### 7 事業期間

#### 交付決定日から令和5年2月28日(火)まで

※ 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。

ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する必要があるときは、 あらかじめ様式第5号による**交付決定前着手屆**を提出する必要があります。その場合、 交付決定がなされなかったり、交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しないことが あります。

#### 8 実績報告

補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日 又は 令和5年2月28日(火)までのいずれか早い日まで

#### 実績報告に関する提出書類

- (1)実績報告書(様式第7号)
- (2)事業実績書(様式第1号別紙1)
- (3)設備設置にかかる見積書,契約書または発注請書,完了届(納品書)等,請求書等の写し
- (4) 支払完了を証する書類の写し
- (5)オンサイトPPAモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の写し
- (6)知事が必要と認める書類(完成写真等)
- ※ 提出された書類等の確認及び現地調査を行います。
- ※ 支払証拠書類等で確認できないものは、補助対象経費として認められません。

#### 9 補助金の交付

実績報告の確認を行い、補助金の額の確定後に補助金を交付します。

※ 原則として,交付する補助金は精算払としますが,事業遂行上概算払が必要な場合は 事前にご相談ください。

#### ■注意事項

- ・ 原則として、全ての経費について契約相手方から債務の履行を受ける前に当該経費の支払 いをする前金払いは行わないようご注意願います。ただし、審査機関の都合等による前金払 いは認めるものとします。
- ・ 見積書は、原則、複数の業者から相見積もりを取ります。最低価格を提示した業者を選ばなかった場合や1者からしか見積りを取ることが出来なかった場合には、「選定理由書」により、その業者を選定した理由を記載してください。
- ・ 経理処理については、見積書、契約書(または発注書と請書)、工事完了届(竣工届、検査 成績書など)、請求書、支払いを証する書類(銀行振込受領書等、領収書及び現金出納簿等、 または手形帳の控え及び当座勘定照合表等)をご提出ください。

- ・ 補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度 の終了後5年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、 いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ・ 補助対象経費を集計して、補助金額を計算する際に、次の点にご注意ください。
- イ 代金請求の際に「値引」されている場合は、値引後の金額が補助対象経費となります。 補助対象経費と対象外経費が混在した代金の請求で値引きされている場合は、金額の割 合に応じて、値引額を補助対象経費から控除してください。
- ロ 商慣習により、振込手数料分を請求金額から控除して代金を支払う場合があります(振 込手数料相手方負担)。振込手数料分を相手方が負担している場合は、補助対象経費から その分を控除することになります。

#### 10 お問い合わせ先・書類提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班 宛て(担当:高橋)

E-mail: shinsans@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2722